

マイナ保険証をお持ちでなくても 資格確認書によりこれまで通り医療にかかります

マイナ保険証を使わない場合の受診方法

- 令和6年12月2日以降は、「**資格確認書**」でもこれまで通り医療にかかることができます。



後期高齢者医療資格確認書	
有効期限	令和 7年 7月31日
交付年月日	令和 6年 12月 2日
被保険者番号	01234567
住所	広域市連合町1丁目
氏名	後期 太郎
性別	男
生年月日	昭和 5年 7月10日
資格取得年月日	令和 6年 9月20日
負担割合	1割
発効期日	令和 6年 9月20日
限度区分	Ⅱ
発効期日	令和 6年 9月20日
異動入脱退日	令和 6年 12月 1日
特定疾病区分	区分A
発効期日	令和 6年 9月20日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	390100000 北海道後期高齢者医療広域連合 印

※令和6年12月1日をもって限度額適用認定・標準負担額減額認定証及び限度額適用認定証の発行も終了しました。

※減額証等が必要な方には、交付申請を行っていただくことで、限度額の適用区分等を記載した「資格確認書」を交付します。

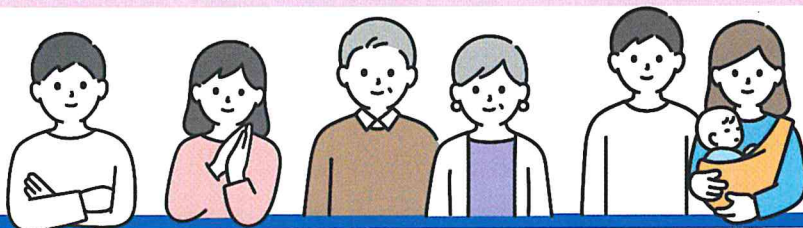
なお、マイナ保険証をご利用の方については、減額証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されますので、交付申請は不要です。

- マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方には、**現行の健康保険証の有効期限がきる前に「資格確認書」を無償で申請によらずお届けします**。
ご自身での申請は不要です。なお、すでに利用登録されている方であっても、解除された方には同様にお届けします。
- マイナ保険証を持っても、マイナンバーカードでの受診等が困難な方（高齢者、障害者等）は、**申請いただくことで、資格確認書を無償で交付します**。（更新時の申請は不要）
- 病態の変化などにより、顔認証付きカードリーダーを上手く使えなくなった場合、資格確認書をご使用ください。現行の健康保険証と同様、親族等の法定代理人や、介助者等による代理申請も可能です。
- 後期高齢者医療制度の被保険者は、令和7年7月末までの暫定的な運用として、**現行の健康保険証が失効する方に資格確認書を無償で申請によらず交付します**。そのため、当分の間、申請は不要です。

※暫定的な運用は、令和8年8月の年次更新まで延長となりました。

移行後もお安心ください

マイナンバーカードでのカードリーダーの操作が上手くいかなかった場合、**医療費が10割負担になることはありません**。



マイナンバー
0120-95-0178

5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。

受付時間（年末年始を除く）

平日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

マイナンバーカード
の保険証利用について
もっと知りたい方は
こちら



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

小樽市保険年金課

0134-32-4111（内線312）

hoken-nenkin@city.otaru.lg.jp

マイナンバーカードの健康保険証利用 (マイナ保険証) について

現行の健康保険証は、令和6年12月2日以降新たに発行されなくなり、マイナンバーカードの健康保険証利用（マイナ保険証）を基本とするしくみに移行しています。

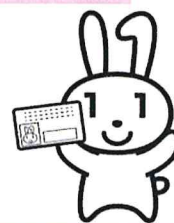
ただし移行後も、

お手元の健康保険証は、**令和7年7月31日**まで使用できます。

マイナ保険証ならではのメリット

- ✓ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- ✓ 救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用される

健康保険証として利用できるだけでなく、日常生活の中で利用できるシーンが広がっています。ぜひ日頃からマイナンバーカードを持ち歩いて、ご活用ください！



よくある質問

Q. マイナンバーカードに大事な情報が入っていますか？

A. マイナンバーカードにはプライバシー性の高い情報は入っていません。

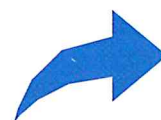
また、カード裏面のマイナンバー（12桁）を知らただけでは悪用されません。保険証利用時、医療機関がマイナ保険証で参照できるデータは、現行の健康保険証と同じ情報と、ご本人の同意があった場合のみ、受けている治療内容やお薬の履歴のみとなります。

Q. 本人が顔認証付きカードリーダーを操作できない場合はどうするのですか？

A. 顔認証のかわりに、マイナンバーカード作成時に設定した暗証番号を代理人が入力することなどで受付することができます。
待合スペース等にいるご本人のお顔とマイナンバーカードのお写真を、職員が目視で確認する本人確認も可能です。



それでもマイナ保険証ではなく別の方法で受診したいときはどうすればいいの？



詳しくは裏面に